

都市計画税の再導入に関する 住民説明会を開催します

町が再導入を検討している都市計画税の目的や仕組みについて、今後町に求められるまちづくりのあり方とあわせて、広く町民の皆さまに説明し、ご意見をいただくための説明会を開催します。

都市計画税は、市街化区域を対象として課税されるものですが、説明会にはどなたでもご参加いただけます。

日 時

- ① 2月13日(火)午後7時～
- ② 2月18日(日)午前10時～
- ③ 2月25日(日)午前10時～

※ 各回1時間程度を予定しています。

※ 説明会の内容はすべて同じですので、ご都合の良い日時でご参加ください。

申込
不要

場 所

産業文化会館 4階 大会議室
(城一丁目214番地)

内 容

- ・都市計画税の概要
- ・都市計画税の再導入が蟹江町のまちづくりにもたらす効果

問合せ 総務課(内線123)